

第 3 期美浜町国民健康保険

特定健康診査等実施計画

(平成 3 0 年度～平成 3 5 年度)

平成 3 0 年 3 月

美 浜 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 美浜町の背景及び国民健康保険の状況	
1 人口構成	2
2 死亡の状況	3
3 国民健康保険の加入状況	5
第3章 特定健診・特定保健指導の実施結果	
1 特定健診受診の状況	6
2 特定健診結果の状況	7
3 特定保健指導の状況	11
第4章 特定健診・特定保健指導の実施について	
1 目標値の設定	12
2 特定健診	12
3 特定保健指導	15
第5章 個人情報保護	
1 基本的な考え方	16
2 具体的な個人情報の保護	16
第6章 計画の公表・周知	16
第7章 計画の評価	17
第8章 特定健診以外の健診	17

第1章 計画の策定にあたって

1 背景と趣旨

わが国の医療を取り巻く状況は、急速な高齢化や生活習慣病の増加、国民生活や意識の変化など大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を維持し医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

こうした状況の中で、平成20年度から糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化予防を目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査・保健指導（以下「特定健診・特定保健指導」という。）の実施が各医療保険者に義務付けられました。

内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧症は予防が可能であり、また発症した後も血糖、血圧等をコントロールすることにより、狭心症等の心疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進行や重症化を予防することが可能です。

特定健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置付け、保健指導を必要とする者を的確に抽出することを目的に実施し、メタボリックシンドロームに着目した対象者が、自らの行動変容と生活習慣の改善につながる保健指導を行います。健診結果から本人が身体状況を理解し、生活習慣の改善の必要性を認識でき、行動目標を自らが設定して実行できるよう、個別性を重視した保健指導を行います。

美浜町においても、平成20年度から生活習慣病の早期発見・早期治療に向けた特定健診・特定保健指導を実施してきました。

今回、これまで実施してきました特定健診・特定保健指導の分析結果を踏まえ、糖尿病等の生活習慣病の発症、重症化を抑制し、将来的な医療費の適正化を図ることを目的に保険者による今後の取り組みを明確にするため第3期計画を作成します。

2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条の特定健康診査等基本指針に基づき策定する計画です。この計画の実施にあたっては、「美浜町国民健康保険データヘルス計画」「健康日高21」との整合性を図ります。

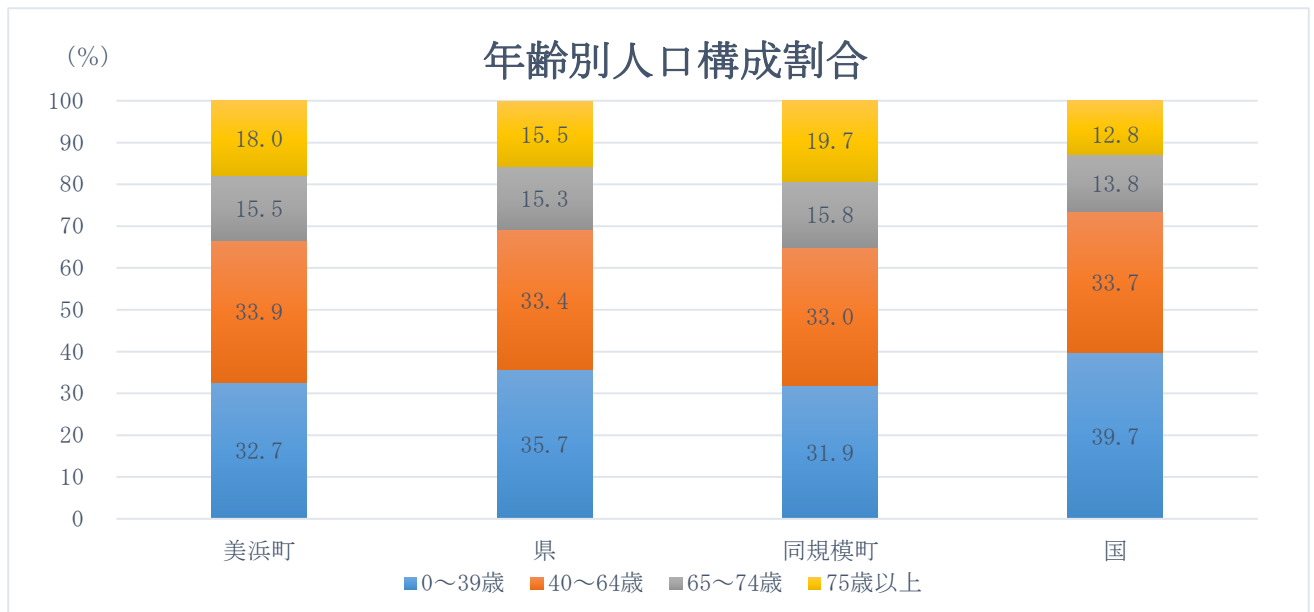
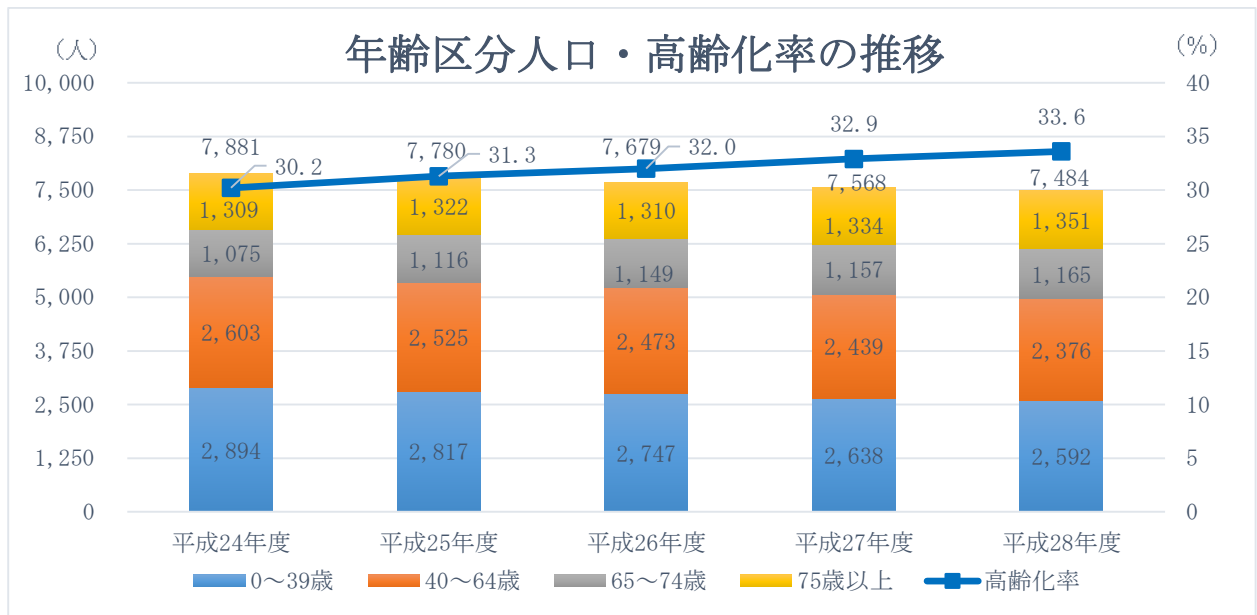
3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

第2章 美浜町の背景及び国民健康保険の状況

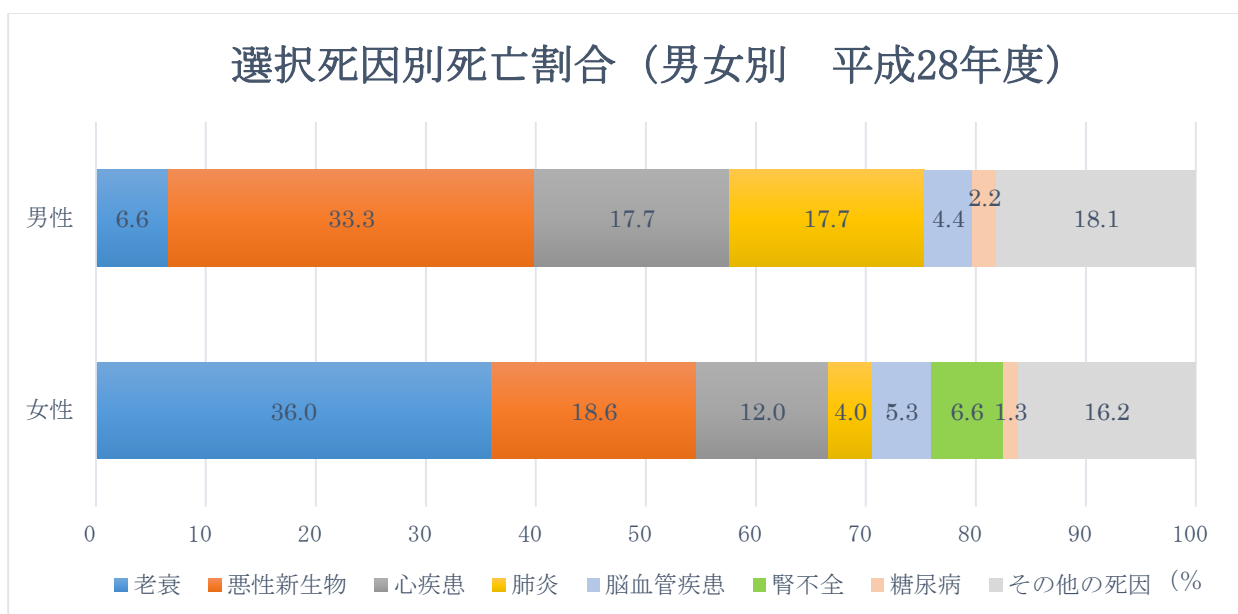
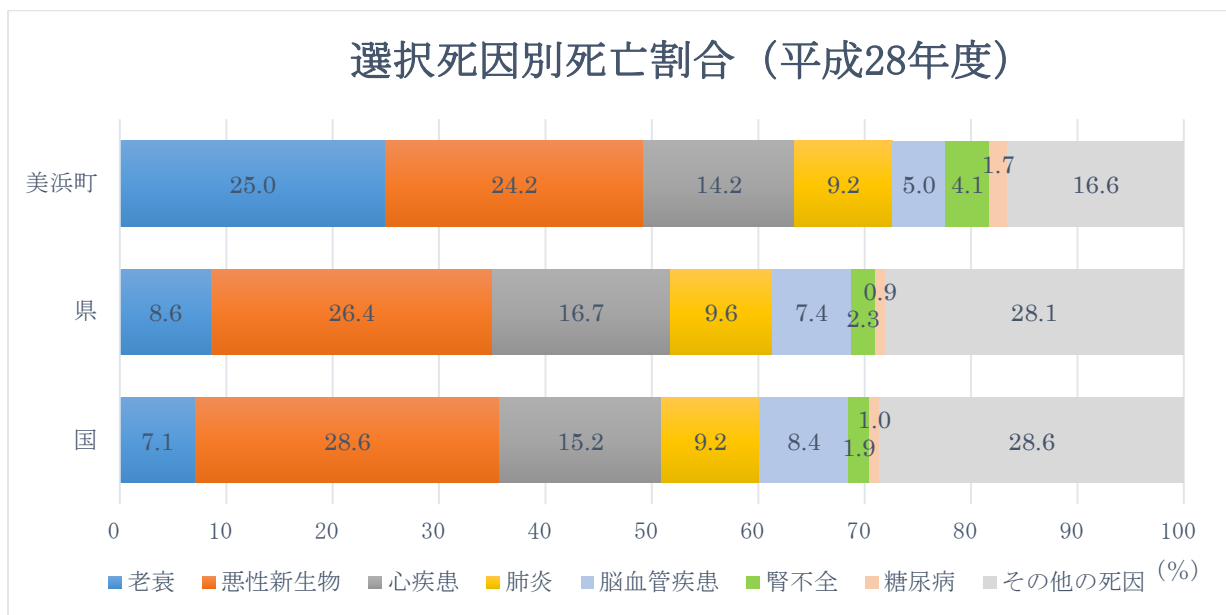
1 人口構成

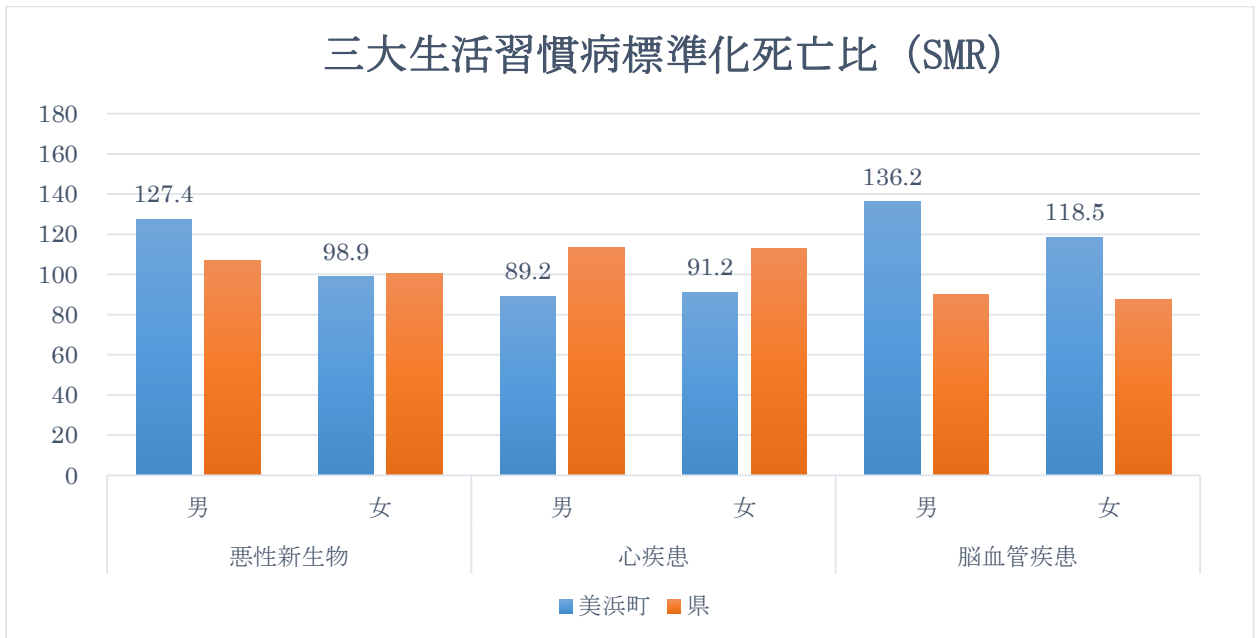
美浜町の総人口は平成28年度3月末で7,484人となっており、年々減少しています。一方、高齢化率は平成28年度3月末で33.6%となっており、年々上昇しています。年齢別人口構成割合は、0～39歳が32.7%、40～64歳が33.9%、65～74歳が15.5%、75歳以上が18.0%となっています。65歳以上の割合は、県や国と比べて高くなっています。



2 死亡の状況

死因は、老衰が25.0%と最も高く、次いで悪性新生物24.2%、心疾患14.2%となっています。悪性新生物(24.2%)、心疾患(14.2%)、脳血管疾患(5.0%)の三大生活習慣病で全体の43.4%を占めています。男性は悪性新生物33.3%と最も高く、次いで心疾患・肺炎17.7%となっています。女性は老衰36.0%と最も高く、次いで悪性新生物18.6%、心疾患12.0%となっています。三大生活習慣病標準化死亡(SMR)では、悪性新生物は男性で127.4と県よりも高く、脳血管疾患も男女とも県より高くなっています。





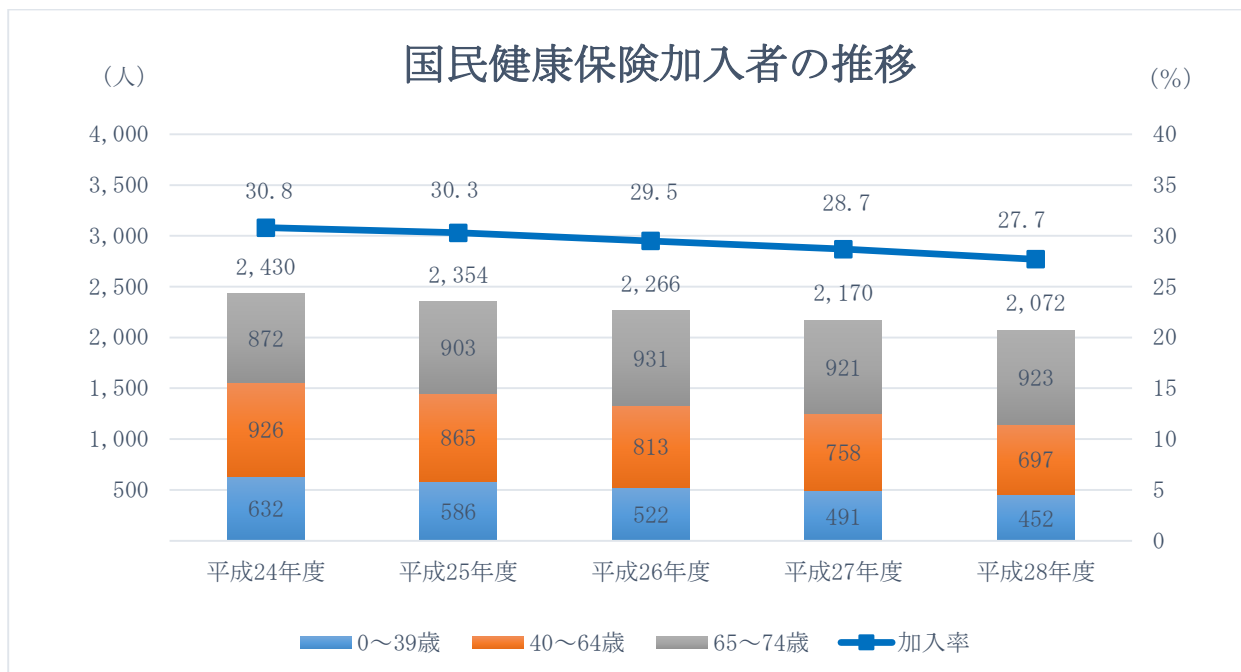
資料：人口動態（平成 20 年～24 年）

※標準化死亡比（SMR）

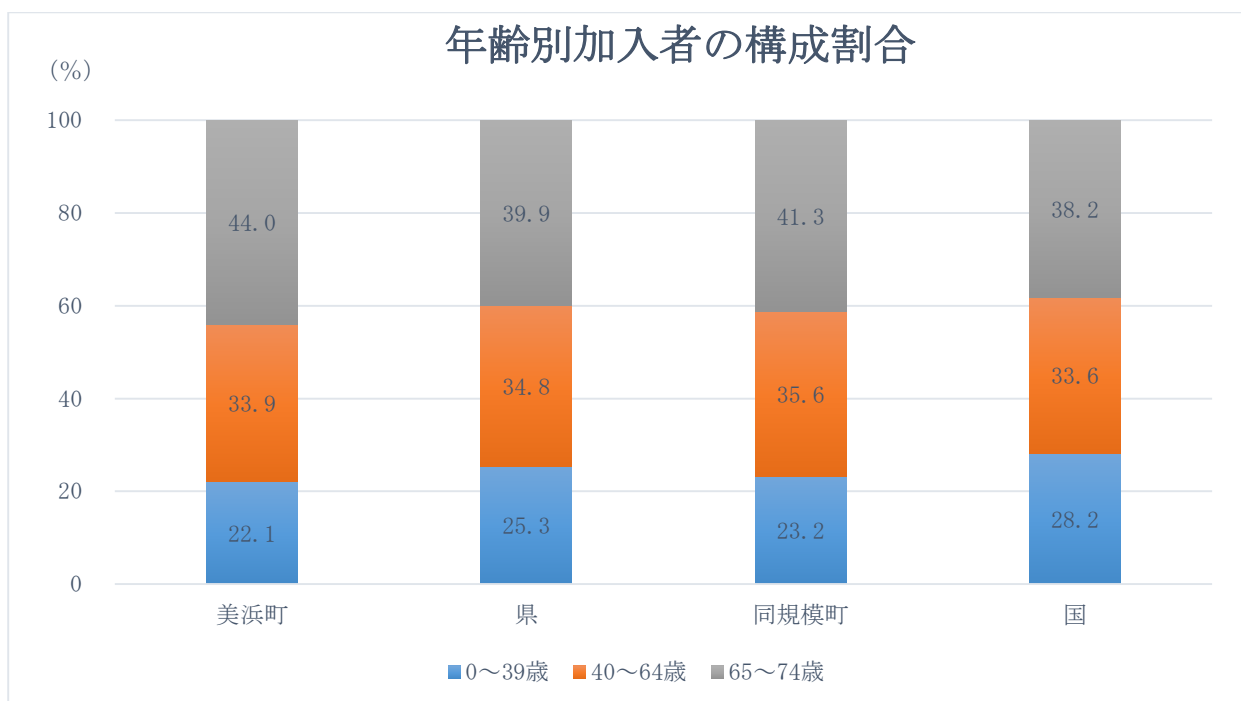
死亡率は通常、年齢によって大きな違いがあることから、異なった年齢構成や地域別の死亡率を、そのまま比較することはできません。このため、基準死亡率（人口 10 万対の死亡数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により推測される死亡数と実際に観察された死亡数とを比較するもので、国の平均を 100 としています。

3 国民健康保険の加入状況

国民健康保険の加入者は平成28年度で2,072人、加入率は27.7%となっており、年々減少しています。年齢別加入者の構成割合をみると、美浜町では65～74歳の割合が44.0%と最も高く、県や国と比べて高くなっています。



資料：「国民健康保険事業状況報告書」より（各年度末）

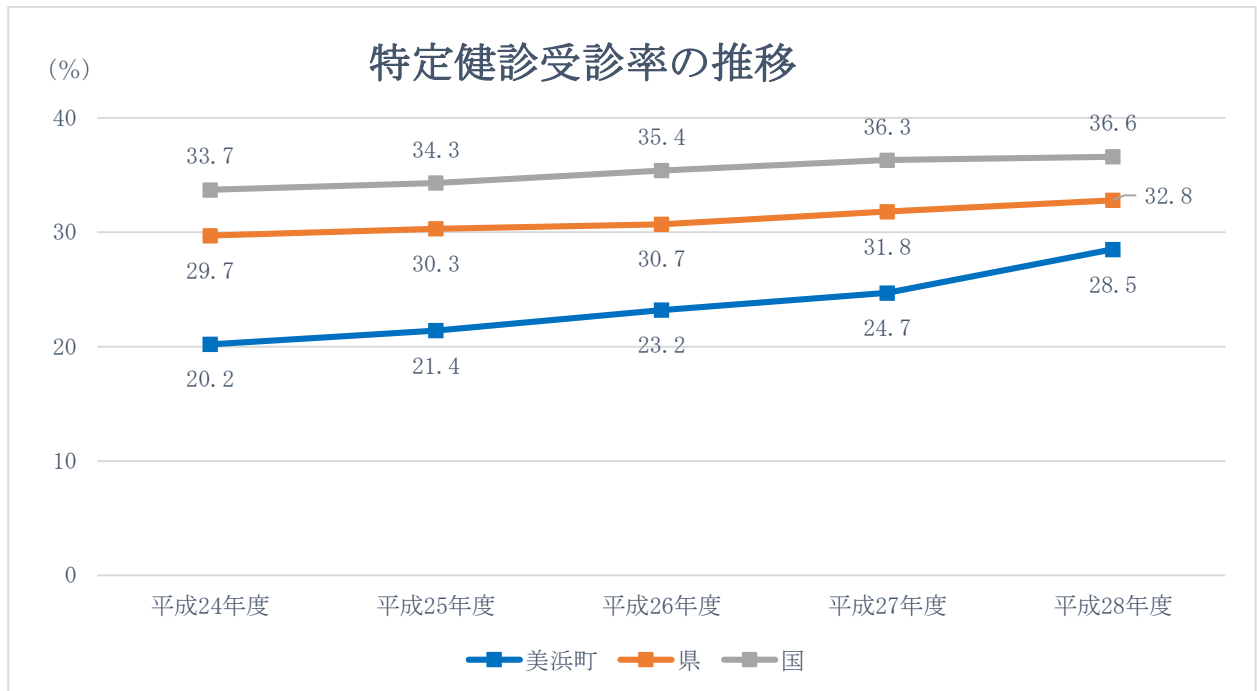


資料：KDBシステム「地域の全体像の把握」より平成28年度（累計）

第3章 特定健診・特定保健指導の実施結果

1 特定健診受診の状況

平成28年度の特定健診の受診率は28.5%となっており、徐々に上昇しているものの、県や国と比べて低くなっています。



資料：国民健康保険中央会集計速報値

平成28年度の特定健診受診状況を年代別で見ると、男性では50～59歳が13.9%と最も低く、次いで40～49歳が14.4%となっています。女性では40～49歳が17.2%と最も低く、次いで50～59歳が22.0%となっています。全体では40～49歳15.5%、50～59歳18.1%で受診率が低い状況となっています。

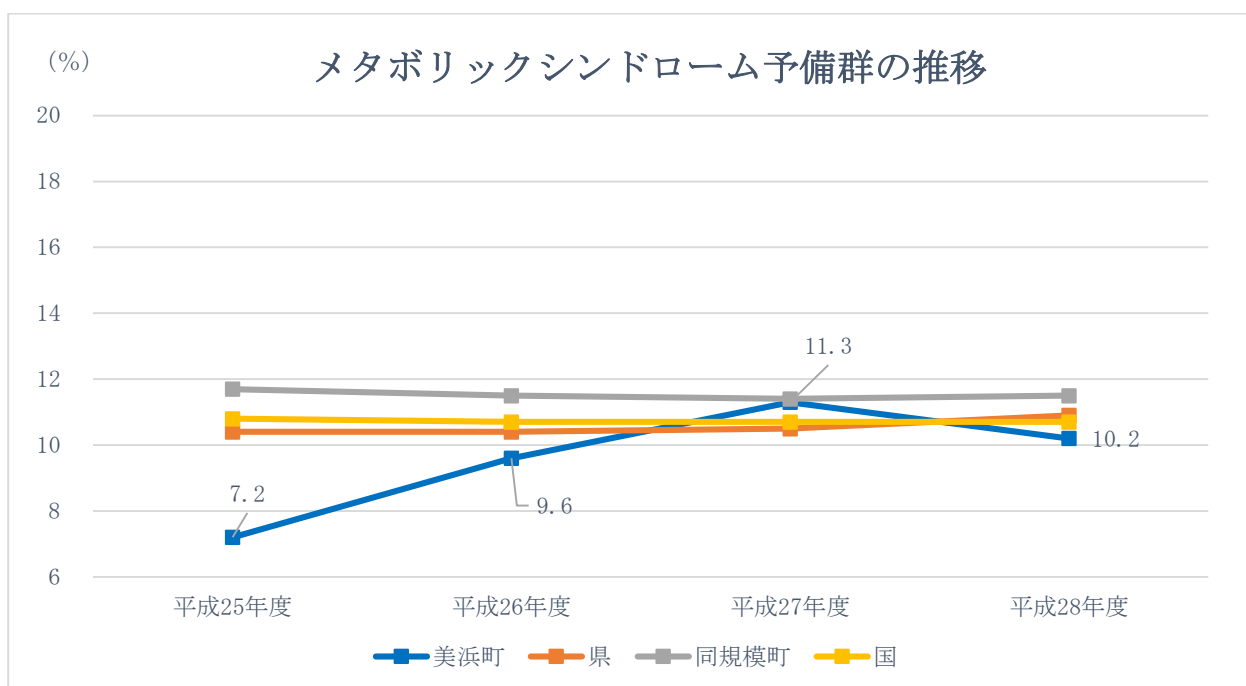
平成28年度	男性			女性			全体		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40～49歳	104	15	14.4%	64	11	17.2%	168	26	15.5%
50～59歳	101	14	13.9%	109	24	22.0%	210	38	18.1%
60～69歳	325	90	27.7%	403	144	35.7%	728	234	32.1%
70～74歳	172	53	30.8%	238	81	34.0%	410	134	32.7%
合計	702	172	24.5%	814	260	31.9%	1,516	432	28.5%

資料：法定報告

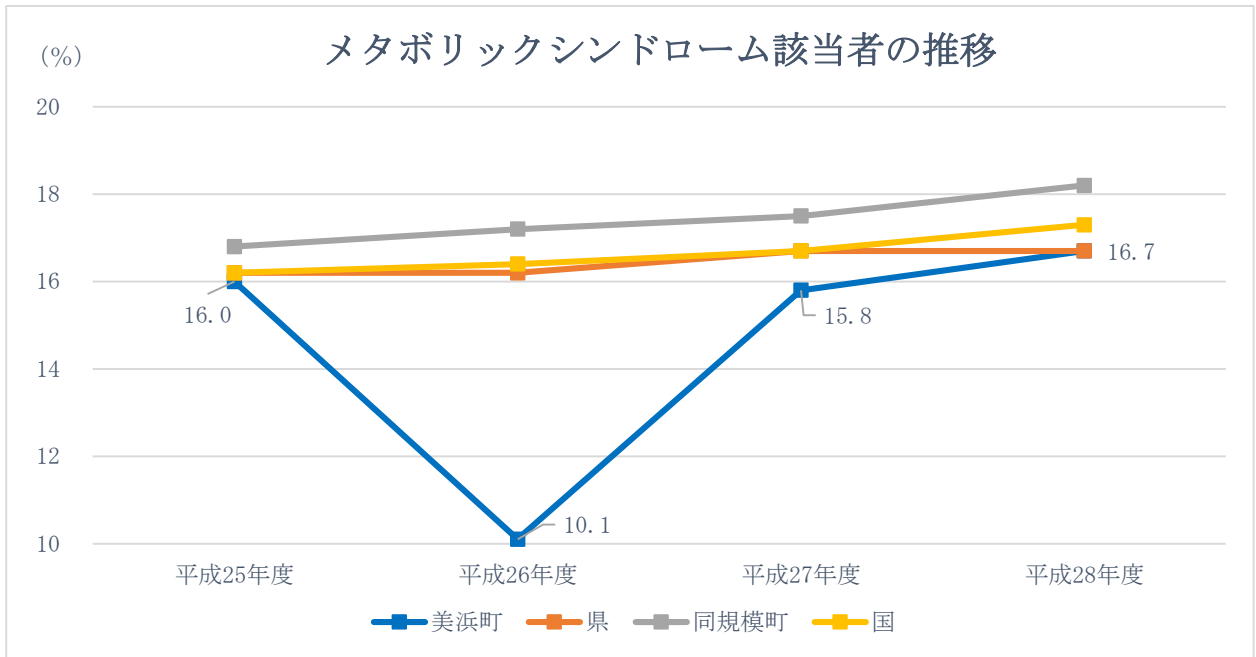
2 特定健診結果の状況

(1) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予備群・該当者の状況

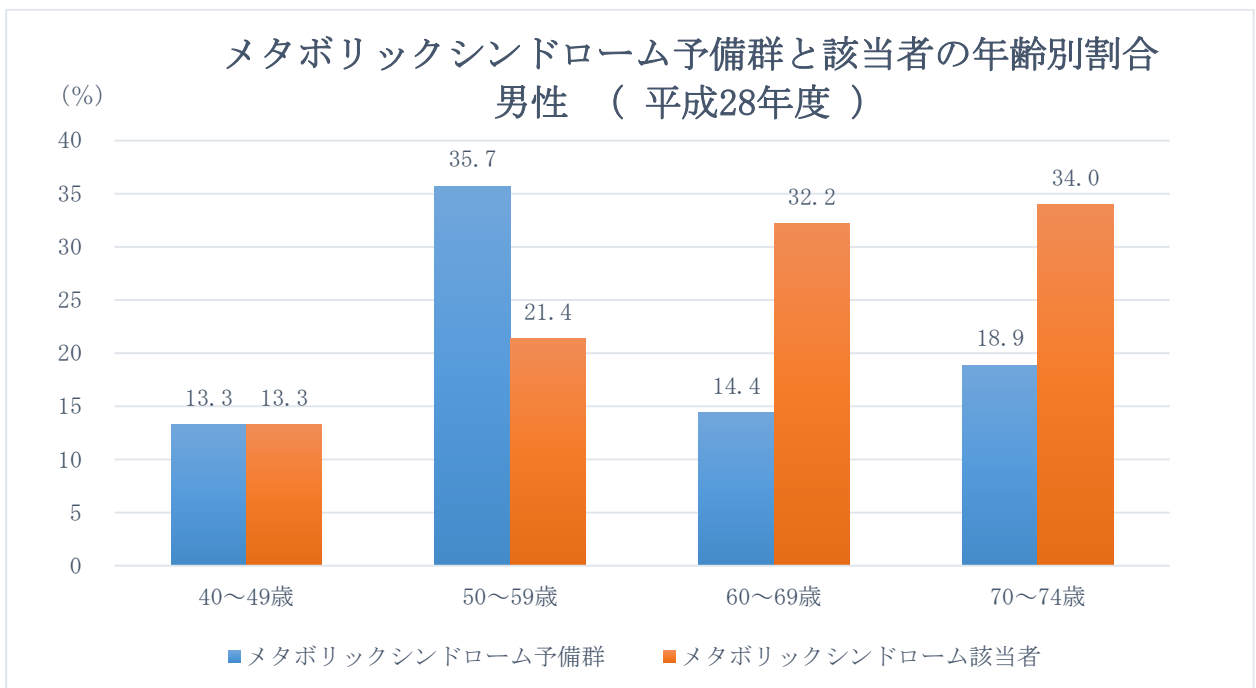
平成 28 年度の特定健診の結果、メタボリックシンドローム（以下「メタボ」という。）予備群は 10.2%で平成 25 年度から増加傾向であり、該当者は 16.7%で平成 26 年度から増加傾向にあります。男女別では、メタボ予備群及び該当者の割合は男性が多くなっています。男性は、予備群が 50～59 歳が 35.7%と最も高く、該当者は年齢と共に高くなっています。女性は、予備群が 50～59 歳 12.5%と最も高く、該当者は 70～74 歳 13.6%次いで 40～49 歳 9.1%と高くなっています。



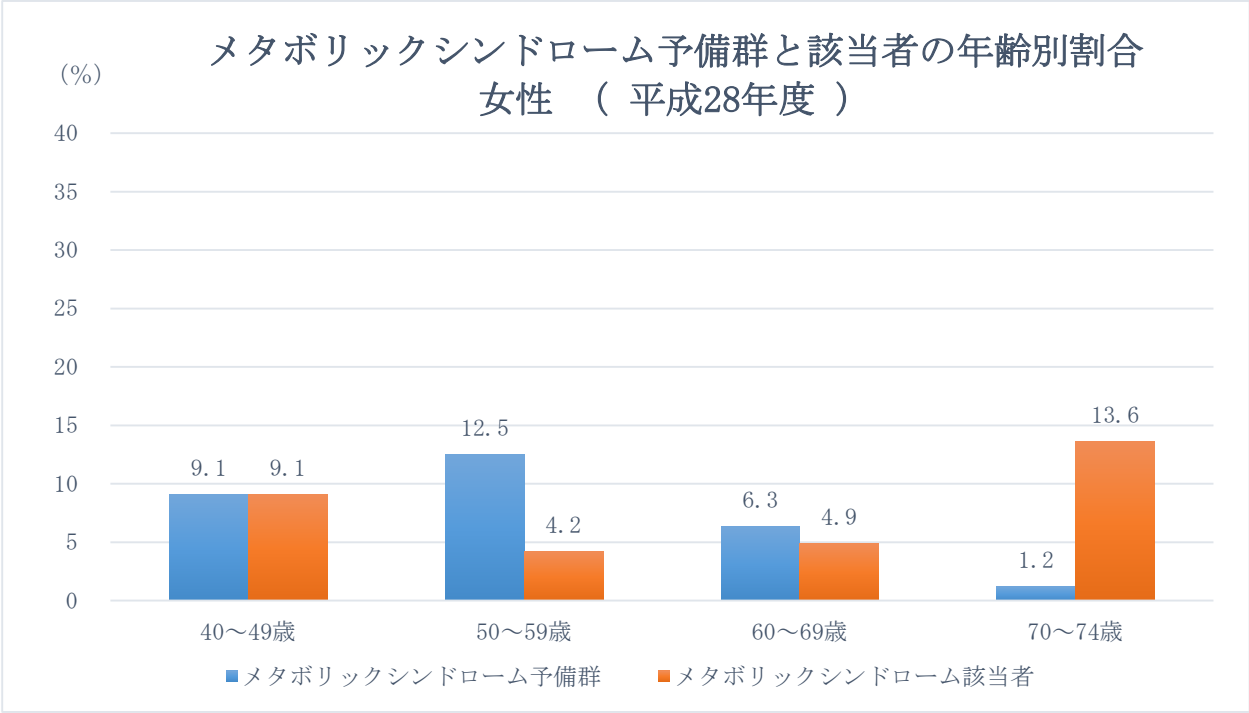
資料：KDB システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」（各年度累計）



資料：KDB システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」（各年度累計）



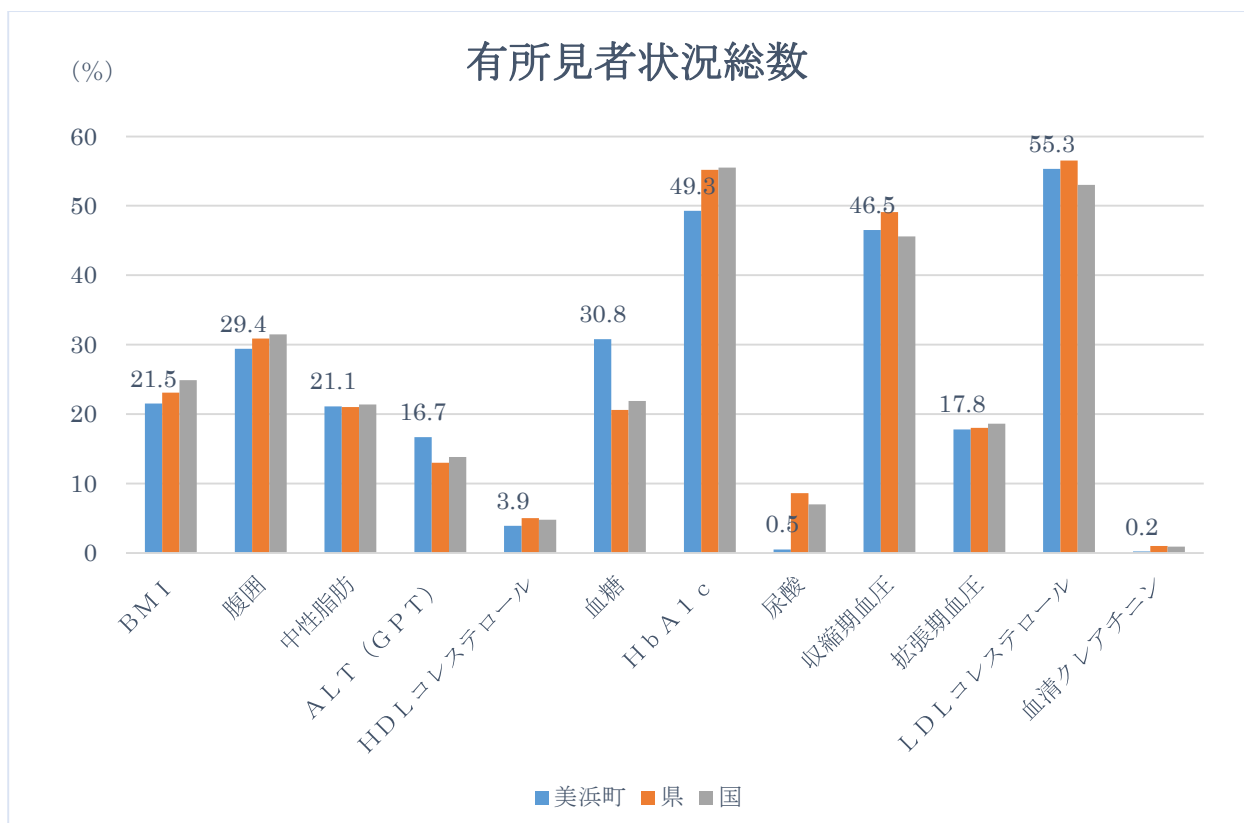
資料：KDB システム「厚生労働省様式(様式 6-8)」



資料:KDB システム「厚生労働省様式(様式 6-8)」

(2) 平成 28 年度特定健診項目別有所見者の状況

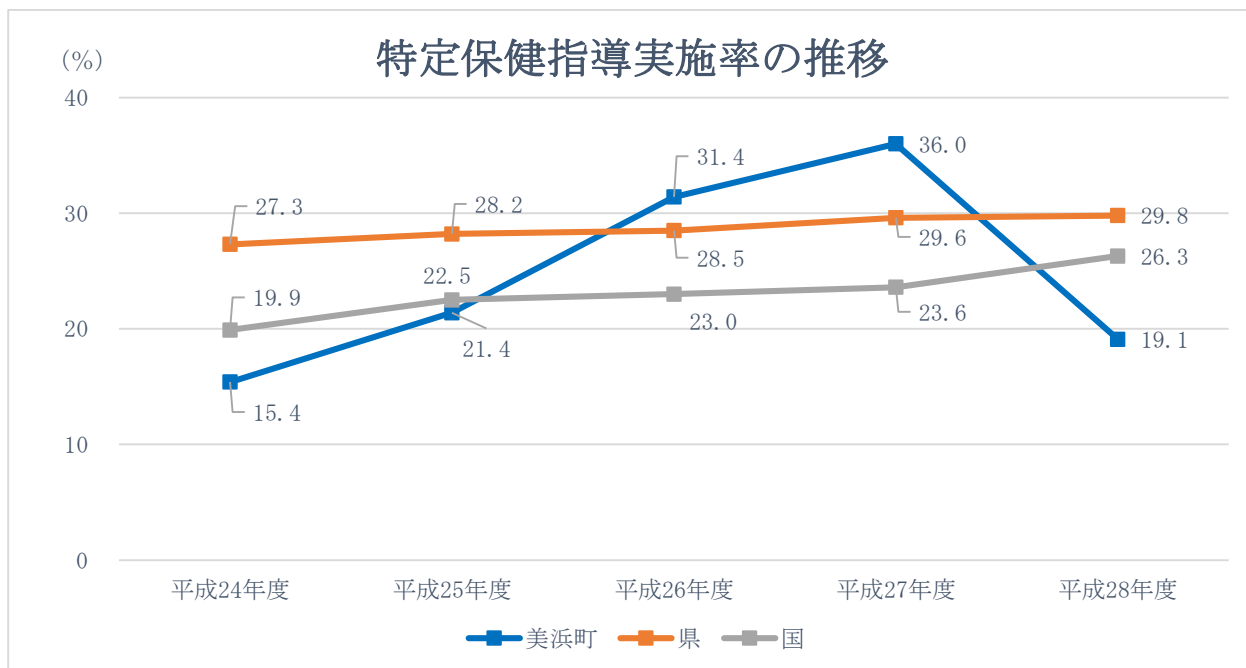
平成 28 年度の特健診の有所見者状況は、LDL コレステロールが 55.3%と最も高く、次いでHbA1c49.3%、収縮期血圧 46.5%の順となっており、これらの項目は県や国と同様に高い状況となっています。血糖は 30.8%で県や国と比べて高くなっています。



資料：KDB システム（平成 28 年度）厚生労働省厚生労働省様式（様式 6—2～7）

3 特定保健指導の状況

特定保健指導実施率は、平成 28 年度は 19.1%で、平成 27 年度までは上昇していたが平成 28 年度は低下しています。平成 28 年度については一部委託分が含まれていないため低くなっています。



資料：法定報告（平成 28 年度は速報値）

平成 28 年度特定保健指導対象者数は 47 人で平成 24 年度から増加傾向にあります。

美浜町	特定保健指導対象者数 (人)	動機づけ支援			積極的支援		
		対象者数 (人)	利用者数 (人)	終了者数 (人)	対象者数 (人)	利用者数 (人)	終了者数 (人)
平成24年度	26	18	4	4	8	0	0
平成25年度	28	16	6	6	12	0	0
平成26年度	35	22	12	11	13	3	0
平成27年度	50	31	15	13	19	6	5
平成28年度	47	31	7	8	16	4	1

資料：法定報告

第4章 特定健診・特定保健指導の実施について

1 目標値の設定

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本指針」に掲げる参酌基準では、市町村国保が目指す目標値は特定健診受診率及び特定保健指導実施率ともに60%と示されていますので、美浜町における目標値を下記のとおり設定します。

【特定健診・特定保健指導の目標値】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
特定健診	40%	44%	48%	52%	56%	60%
特定保健指導	40%	44%	48%	52%	56%	60%

2 特定健診

(1) 対象者

美浜町の国民健康保険加入者で40歳から74歳の方を対象に実施します。なお、妊産婦、刑事施設・労務上その他これらに準ずる施設に拘禁された者、病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者は特定健康診査等の対象外とします。

【特定健診の対象者見込】

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
対 象 者	1,437	1,399	1,362	1,326	1,291	1,256
受 診 者	575	615	654	689	723	754
受 診 率	40%	44%	48%	52%	56%	60%

(2) 実施形態

地区の公民館や体育センター等で行う「集団健診」、委託契約した医療機関で行う「個別健診」、国保人間ドックを実施します。受診者の希望に合わせて選択できます。

(3) 周知・案内方法

対象者に対して、個人ごとに受診券および個別健診実施機関一覧や集団健診実施日程を記載したお知らせ文書を郵送します。また、町広報・町ホームページ等に情報を掲載し周知の徹底を図ります。

(4) 健診項目

法定の実施項目にある「基本的な健診項目」と「詳細な健診項目」、生活習慣病を発症する前段階となる血管変化の程度をより詳しく見ていくための「追加の健診項目」実施します。

「基本的な健診項目」は受診者全員に、「詳細な健診項目」は一定の基準の下、医師が必要と判断した者に実施します。美浜町では、「追加の健診項目」を受診者全員に実施します。

それぞれの検査項目は、次のとおりです。

◎基本的な健診項目

- ① 問診（標準的な質問票・服薬歴・既往歴・自覚症状）
- ② 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- ③ 理学的検査（身体診察）
- ④ 血圧測定
- ⑤ 血液検査
血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）
- ⑥ 尿検査（尿糖、尿蛋白）

◎詳細な健診項目

（一定基準の下、医師が必要と認めた場合に実施する項目）

① 眼底検査

当該年度（平成30年度においては前年度も）の特定健診結果において血圧又は血糖が、次の基準に該当した者。

血圧	収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上
血糖	空腹時血糖値 126 mg/dl 以上、HbA1c (NGSP 値) 6.5%以上、 随時血糖値が 126 mg/dl 以上のいずれかに該当

ただし、当該年度の特定健診の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。

② 心電図検査

当該年度（平成30年度においては前年度も）の特定健診結果において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上又は問診等で不整脈が疑われる者。

③ 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

貧血の既往歴を有するか、視診等で貧血が疑われる受診者。

④血清クレアチニン検査

当該年度の特定健診結果において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者。

血圧	収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上
血糖	空腹時血糖値が 100 mg/dl 以上、HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上、 随時血糖値が 100 mg/dl 以上のいずれかに該当

◎追加の健診項目

① 心電図検査

② 血液検査 (赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数、
血小板、尿酸、クレアチニン、血清アミラーゼ、eGFR)

(5) 実施時期

特定健診の実施にあたっては、受診者の利便性を高めるため、健康増進法に基づき実施されるがん検診等と同時実施を推進していきます。5月から翌年3月の期間で実施します。

(6) 委託の有無

集団健診は健診実施機関、個別健診は医療機関に委託することにより実施します。

3 特定保健指導

(1) 対象者

特定健診結果、腹囲、血糖値等が所定の値を上回っている方で、特定保健指導実施の際に75歳未満の方を対象とします。

ただし、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の薬剤治療を受けている者は除きます。階層化は以下のように行います。

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳
≥85cm 男性 ≥90cm 女性	2つ以上該当	/	積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当	/	積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

※この階層化は、国の基準によるものです。

※BMI＝体重(kg)／身長(m)／身長(m)で求められる数値で肥満の判定をする。18.5未満がやせ、18.5以上、25未満がふつう、25以上が肥満となる。

※①血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上またはHbA1c (NGSP) 5.6%以上

②脂質：中性脂肪 150mg/dl 以上またはHDL コレステロール 40mg/dl 未満

③血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上または拡張期血圧 85mmHg

④喫煙歴：6か月以上吸っている者で最近1か月間も吸っている者

(2) 実施場所

役場及び特定保健指導業務受託機関の提供する場所で実施します。

(3) 実施方法

① 動機づけ支援

対象者が、自分の生活習慣の改善すべき点を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができるようになることを目的として実施します。

特定健診の結果並びに喫煙習慣、運動習慣、食習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、保健師・管理栄養士が面接による支援及び実績評価を行います。

② 積極的支援

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的とします。

特定健診の結果並びに喫煙習慣、運動習慣、食習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、対象者の生活習慣や行動変容の状況を把握しながら、具体的に達成可能な行動目標を一緒に考え、自分で選択できる

ように支援していきます。

この行動目標が継続できるよう、支援計画を立てて定期的かつ継続的な支援を行い、実施評価を行います。

③ 運動習慣の定着を促す支援

メタボリックシンドロームに着目した運動を実施し、健康の維持増進をはかり運動習慣の普及を図ります。

(4) 実施期間

特定健診の結果により、特定健診が終了後、特定保健指導対象者の状況をふまえ随時実施します。

(5) 周知・案内方法

個別に保健指導の案内、電話等による利用勧奨を行います。

(6) 委託の有無

特定保健指導の一部は、健診実施機関・医療機関に委託することにより実施します。

第5章 個人情報保護

1 基本的な考え方

特定健診及び特定保健指導で得られる健康情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行うとともに、美浜町個人情報保護条例に基づき管理します。

2 具体的な個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導結果の取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 医師会、健診機関等の委託事業者から提出されたデータは、代行機関である和歌山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に管理・保管を委託し、国保連合会から受領したデータは、国が示す標準様式に準じ、電子化して保険者が保存年限を5年とし保管します。
- (2) 医師会、健診機関等の委託事業者との委託契約に際し、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理します。

第6章 計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項の「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。」に基づき、特定健康診査等実施計画を町のホームページに掲載し公表します。

第7章 計画の評価

特定健診受診率・特定保健指導実施率について、目標値の達成状況を毎年度評価します。

また、この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項により6年ごとに見直します。また、国の指針等が見直された場合においては、必要に応じて見直します。

第8章 特定健診以外の健診

1 生活習慣病健診

保険者の如何に関わらず、20～39歳の方を対象に集団健診の機会を設けています。健診は自分の身体の状態を知り、生活習慣を見直す上で重要です。早期から自身の健康を管理する意識を高め、「健診を受ける」という受診行動の定着を図っていきます。

◎健診項目

- ① 問診（標準的な質問票・服薬歴・既往歴・自覚症状）
- ② 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- ③ 理学的検査（身体診察）
- ④ 血圧測定
- ⑤ 血液検査
血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）
赤血球数、血色素、ヘマトクリット値、白血球数、血小板、尿酸、
クレアチニン、血清アミラーゼ、eGFR
- ⑥ 尿検査（尿糖、尿蛋白）
- ⑦ 心電図

2 がん検診

健康増進法およびがん対策基本法による胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診を推進していきます。

美浜町では、受診者の利便性や受診率の相乗効果を期待して、特定健診等と同時に実施できる機会を設けています。